

■ 就学援助について

「就学援助について」説明させていただきます。

■ 就学援助とは

就学援助は、お子さまが安心して学校生活を送れるよう、経済的理由でお困りのご家庭に対し、学用品購入費などを援助する制度でございます。

1

今回は「令和5年度就学援助制度のお知らせ」を基に御説明させていただきます。

就学援助は、お子さまが安心して学校生活を送れるよう、経済的理由でお困りのご家庭に対し、学用品購入費などを援助する制度でございます。

就学援助の対象となる方

小学校又は中学校へ通学されているお子さんの保護者で、次のいずれかにあてはまる方

- (1) 要保護者 生活保護を受けている方（申請は不要です。修学旅行費のみ対象）
 (2) 準要保護者 下記のいずれかに該当する方

対象となる理由	申請書に添付する書類
①生活保護が停止又は廃止になった方	原則不要
②市民税の非課税の扱いを受けた方	原則不要
③市民税の減免の扱いを受けた方	減免決定通知書の写し
④個人事業税の減免の扱いを受けた方	減免決定通知書の写し
⑤固定資産税の減免の扱いを受けた方	減免決定通知書の写し
⑥国民年金の掛金の免除を受けた方	保険料免除申請承認通知書の写し
⑦国民健康保険の保険料の減免又は徴収猶予を受けた方	保険料減免・納付猶予申請承認通知書の写し
⑧児童扶養手当の支給を受けている方	児童扶養手当証書の写し
⑨生活福祉資金の貸付けを受けている方	生活福祉資金貸付決定通知書の写し
⑩その者の属する世帯における申請年度の前年所得額が、生活保護法による保護の基準のうち、扶助費の基準額により算定した当該世帯の需要額の1.1倍未満の方	令和5年1月1日現在 ①流山市に住民登録があった方 →不要 ②流山市に住民登録がなかった方 →収入のあった世帯全員の市民税課税証明書（1月1日現在住民登録があった市町村で交付を受けてください。）
⑪その他特別な事情がある方	主たる生計者の死亡や火災等の災害の場合など具体的事由の記載による

※準要保護者⑩に該当する方で、税（所得税、市民税）の申告が済んでいない方は、所得の有無に関係なく、必ず申告を済ませてください。（給与、年金のみの方を除く）

2

就学援助の対象となる方は、大きく分けて2つございます。

1つ目は「要保護者」の方で、対象となる方は生活保護を受けている方です。「要保護者」の対象の方については、就学援助の申請は不要です。

2つ目は「準要保護者」の方で、対象となる方はスライドの表にある①から⑪に該当する方でございます。就学援助制度は、流山市就学援助規則に基づき制度を運用しており、申請については年度ごとの申請となり、認定基準に基づき、審査を行っております。

就学援助費の内容

令和5年4月1日現在

援助費の種類	年間支給額					支給対象	
	小学校 (円)			中学校 (円)		要保護	準要保護
	第1学年	第2~5学年	第6学年	第1学年	第2~3学年		
1 新入学学用品費	54,060			63,000			○
2 中学校入学準備金			63,000				○
3 学用品費		11,630			22,730		○
4 通学用品費		2,270			2,270		○
5 校外活動費	1,600円を限度に実費を支給			2,310円を限度に実費を支給			○
6 修学旅行費	実費 ※			実費 ※		○	○
7 林間学園費	実費 ※			実費 ※			○
8 P T A会費等 <small>中学校は生徒会費、クラブ活動費を含む</small>	3,000			10,000			○
9 学校給食費	※現物支給			※現物支給			○
10 医療費	むし歯、慢性副鼻腔炎、中耳炎、結膜炎等学校保健安全法で定める疾病の治療に要した費用					○	○

●年度途中で就学援助決定された場合は、支給される金額が年額と異なります。
 ※中学校入学準備金に關し、同準備金を受給後に転出し、他市中学校にご入学された場合は、重複受給がないよう、転出先の市町村へ通知いたします。
 ※小学校6年生で中学校入学準備金が支給された方は、中学校1年生で新入学学用品費の支給はありません。
 ※小学校1年生で小学校入学準備金が支給された方は、小学校1年生で新入学学用品費の支給はありません。
 ※市内市立小中学校以外に通学の場合、市内市立小中学校の前年度の修学旅行費及び林間学園費実費額の平均額を限度に支給します。
 ※令和2年度からの学校給食費公会計化に伴い、実食額分の援助費を直接、市の歳入へ振替えます。(流山市役所内で会計処理をするため、学校給食費分は、受給者様の口座には振り込まれません。)

3

就学援助費の内容については、スライドの表のとおりです。

先ほど御説明させていただいた「要保護者」と「準要保護者」で支給される項目が異なりますので、表の右側にある「支給対象」を御確認ください。

申請手続きについて

- 1 申請場所：お子さんが在学されている学校へ提出して下さい。
※国立県立私立学校は、流山市教育委員会へ提出して下さい。
- 2 受付時期：随時、学校経由で受付。
 - ①申請書は、お子さん1人につき、1枚必要となります。添付資料はコピー可とします。
 - ②令和5年5月31日までに申請して認定された場合は、4月から対象となります。
※ただし、給食費に係る口座振替（口座引き落とし）の関連から申請は出来るかぎり4月末までをお願いします。
 - ③令和5年6月1日以降に申請された方で援助の対象となった方は、学校で申請受理された月から援助の対象となります。
- 3 申請書
 - ①必要事項を記載し、必要な証明書を添付して、学校に申請書を提出して下さい。
 - ②添付資料は、表面に記載してあります。
 - ③前年度、就学援助の認定を受けた方も、申請手続きが必要です。

4

申請については、入学後に学校から全児童へ案内がありますので、必要な方は、学校の指示に従い、学校へ申請して頂きますようお願い致します。
また、ご覧いただいている資料は、令和5年度に各学校から児童へ配付した案内チラシです。令和6年度も基本的には同様の内容となる予定ですが、申請を御希望される方は、入学後に学校から配布される案内を必ず御確認いただきますよう、お願いいたします。